



ハンズ熊本通信

編集発行
(株)ハンズ熊本

〒860-0811
熊本県熊本市中央区本荘
6丁目8-7
TEL. 096 (375) 4340
FAX. 096 (375) 4341

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請
11月16日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税
等) 11月30日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回
の場合) 11月30日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

ダイレクト納付 e-Tax (国税電子申告・納税システム) により申告書等を提出後、納税者名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に口座引落しにより国税を電子納付する手続き。預貯金口座ごとに「ダイレクト納付利用届出書」を提出すれば、税目別に異なる預貯金口座で納付も可能です。令和元年度は約 154 万件の利用がありました。

（こう）変わった

改正保証人制度 のポイント



今年四月一日から新しい民法が施行されています。変更点は多岐にわたりますが、企業としては保証人制度の改正部分についてのポイントをおさえておく必要があります。

新たな契約などを結ぶ際には、この改正点を注意しなければ、契約書の保証に関する契約条項が無効になったり、代金回収ができない場合に連帯保証人への請求ができないなど重大な支障が生じる可能性があります。

1 保証人と連帯保証人の違い

保証契約とは、借金の返済や代金の支払などの債務を負う主債務者がその債務の支払をしない場合に、主債務者に代わって

支払をする義務を負うことを約束する契約をいいます。また、連帯保証人と保証人との違いも確認しておくことが重要で、以下の三つの違いがあります。

(1) 催告の抗弁

主債務者が返済できなくなった場合、代わりに返済をする義務を負っているという点では共通します。債権者がいきなり保証人に対して請求をしてきた場合には、保証人であれば「まずは主債務者に請求してください」と主張すること（催告の抗弁）ができますが、連帯保証人はそのような主張をすることができません。

(2) 検索の抗弁

主債務者が返済できる資力

があるにもかかわらず返済を拒否した場合、保証人であれば主債務者に資力があることを理由に、債権者に対し主債務者の財産に強制執行をするように主張すること（検索の抗弁）ができますが、連帯保証人はこのような主張をすることができず、主債務者に資力があっても債権者に対して返済をしなければなりません。

(3) 分別の利益

保証人が複数人いる場合、保証人はその頭数で割った金額のみを負担すればよいですが、連帯保証人はすべての人が全額を返済しなければならぬ義務を負います（もちろん、本来返済すべき額を超えて返済する必要があるわけではありません）。
以上のように、保証人に比べて連帯保証人にはより重い責任が課せられているため、企業側が契約をする場合には、保証人ではなく一般的に代表取締役等を連帯保証人にすることがほとんどです。

2 保証契約に関する改正点

(1) 極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効

個人（法人は含まれない）が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となることに改正されました。この極度額は書面等により当事者間の合意で「〇〇円」などと明瞭に定める必要があります。

改正後は極度額を定めないで根保証契約を締結してしまうと、その契約は無効となり、保証人に対して支払を求めることができないこととなるので、債権者にとっては大変注意が必要です。また、個人が保証人になる根保証契約については、保証人が破産したときや、主債務者又は保証人が亡くなったときには、その後に発生する主債務は保証の対象外となります。

(2) 公証人による保証意思確認

手続の新設
法人や個人事業主が事業用

の融資を受ける場合について、その事業に関与の少ない親族や知人などの第三者が安易に保証人になってしまい、その後多額の債務を負うという事態が依然として生じています。

そこで、このような個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認を経なければならぬことが新設されました。

法律の施行後は、この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結しても、その契約は無効となります。

なお、この意思確認の手続は、主債務者の事業と関係の深い次のような者については不要とされています。

- ① 主債務者が法人である場合：
その法人の理事、取締役、執行役や、議決権の過半数を有する株主等
- ② 主債務者が個人である場合：
主債務者と共同して事業を行っている共同事業者や主債務者の事業に現に従事している主債務者の配

偶者

これから保証人になろうとする場合は、保証契約をする前に原則として公証役場に出向いて、保証意思確認の手続（保証意思宣明公正証書の作成の嘱託）を行うことになり、この手続は代理人に依頼することができないため、本人自身が公証人から意思確認を受けることとなります。

したがって、余程のことではない限りは関係の薄い個人が保証人となることはなくなつたともいえるでしょう。

(3) 情報提供義務の新設

保証人のために、次のような情報が提供されるようになりました。

- ① 保証人になることを主債務者が依頼する際の情報提供義務
事業のために負担する債務について保証人になることを個人に依頼する場合には、主債務者は、保証人になるかどうかの判断に資する情報として、
・主債務者の財産や収支の状況

・主債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報の提供をしなければならなくなりました。

これは事業用融資に限らず、売買代金やテナント料など融資以外の債務の保証をする契約書の場合にも適用がなされます。

- ② 主債務の履行状況に関する情報提供義務
主債務者の委託を受けて保証人になつた個人及び法人の保証人は、債権者に対して主債務についての支払の状況に関する情報の提供を求めることができることになりました。

- ③ 主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務
債務者が分割金の支払を遅滞するなどしたときに一括払いの義務を負うことを「期限の利益の喪失」といいます。
主債務者が期限の利益を喪失すると、遅延損害金の額が大きく膨らんでしま

ます。

早期にその支払をしておかないと、保証人としても多額の支払を求められることになりかねないため、保証人が個人である場合には、債権者は、主債務者が期限の利益を喪失したことを債権者が知った時から二か月以内にその旨を保証人に通知しなければならぬとされました。

3 まとめ

冒頭の通り、今回の改正で今年四月一日以降に締結する契約から適用がなされています。企業の場合には賃貸借契約書や基本取引契約を締結する際に保証人をとることは従来からでも行われていたかと思われま

従来ひな形のまま契約をしてしまうと、「無効」となったり、「十分な保証がとれなくなる可能性」も高いため、ひな形を変更することはもちろん、実際の契約の際には念のため専門家のリーガルチェックを入れることをお勧めいたします。

納税環境の整備に伴う改正点 令和二年度税制改正より



近年の税制改正では、納税者の税制に対する信頼性をより確保していくため、「納税者の視点」及び「適正課税の視点」を踏まえた納税環境の整備が図られているとともに、申告・納税方法の見直し等が積極的に行われています。

そこで、今年度改正で手当てされた納税環境整備に関する主な改正点について、Q&A方式で確認していきます。

Q1 「登記上の所有者」が不明な土地について、「使用者」に固定資産税が課されることになったそうですが、その内容を教えてください。

A 高齢化に伴い全国で所有者不明の土地が増えていることから見直されました。内容は、次の二つに分けることができます。

1 現に所有している者の申告の制度化

市町村は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、市町村の条例で定めるところにより、その土地・家屋を現に所有している「現所有者」に氏名・住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようになりました。

この制度は、令和二年四月一日以後の条例の施行日以後に現所有者となった者について適用されています。

2 使用者を所有者とみなす制度の拡大

従来から震災等の災害により土地の所有者が不明な場合には、限定的にその使用者を所有者とみなし、課税できる制度がありました。

今年度の改正により、市町村が一定の調査を尽くしてもなお固定資産税の所有者が一人も明らかにならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるよう制度の拡大が図られました。

この改正は、令和三年度以後の固定資産税について適用されます。

Q2 納税地を異動した場合の振替納税の口座手続きが簡素化されたそうですが、内容を教えてください。

A これまで、引越し等に伴う納税地の異動があつた場合に引き続き異動先でも振替納税で同じ口座から引き落としを行うためには、異動前の納税地の所轄税務署に「異動届出書」を提出するとともに、新住所地を管轄する税務署へ新たに振替納税の手続きを行う必要がありました。

しかし、納税者利便の向上の観点から、令和三年一月一日以後に提出する「納税者の異動届出書」に異動後引き続き同じ金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載すれば、新たな振替納税の手続きをする必要がなくなりました。



融機関の口座から振替納税を行う旨を記載すれば、新たな振替納税の手続きをする必要がなくなりました。

Q3 振替納税の通知依頼が電子化されるそうですが、どう変わりますか。

A 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出については、本人確認のため金融機関で届出印の印鑑照合が必要であることから、書面での提出に限定されてきました。

近年、金融機関において、印鑑照合を必要としない本人確認の仕組み（電子的に入力された暗証番号の確認）が整備されてきたことを受けて、税務事務の効率化の観点から令和三年一月

一日以後はe-Taxでの申請等が可能となります。

Q4 納税証明書の電子的交付等が柔軟化されたそうですが、どのような内容ですか。

A 納税証明書の電子的請求については、令和三年七月一日から電子委任状の添付ができるようになり、代理人の代理受領が可能となりました。

また、電子的交付について、税務署からPDFデータで受領する納税証明書に、真正性を担保するための措置としてQRコードが添付されることで、納税証明書を複数印刷して使用できるようにになります。

Q5 準確定申告の電子申告手続きが簡単に行えるようになるそうですが、その内容を教えてください。

A 相続人が複数いる場合、各相続人の内容確認と自署による署名・捺印が必要でしたが、納税者の利便性向上のため簡素化が図られました。

具体的には、令和二年分以後の準確定申告書を同年一月一日

以後に電子申告で提出する場合には、申告データを送信する相続人以外の相続人が申告内容を確認した旨を証する「確認書」を添付することで、申告データを送信する相続人以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信は不要となりました。

Q6 電子帳簿等保存制度が見直されましたが、内容はどのようなものですか。

A 電子取引を行った場合の電磁的記録の保存方法の範囲に、受領者側（ユーザー側）が自由に改変できないものとして、以下の方法が加えられました（受領者側でのタイムスタンプの付与が不要）。

- 1 発行者側でのタイムスタンプ付与
- 2 クラウドシステム等の利用

発行者のタイムスタンプが付与された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法
電磁的記録について、訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことがで

きないシステムを含む）において、その電磁記録の授受及び保存を行う方法

Q7 印紙税での改正点を教えてください。

A 建設投資の促進、不動産取引の活性化を引き続き図るため、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置（図表）の適用期限が二年間延長され、令和四年三月三十一日までとされ

軽減税率を踏まえた印紙税額

契約金額		軽減措置
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書	
1万円以上50万円以下	1万円以上200万円以下	200円
50万円超100万円以下	200万円超300万円以下	500円
100万円超500万円以下	300万円超500万円以下	1,000円
500万円超1,000万円以下		5,000円
1,000万円超5,000万円以下		1万円
5,000万円超1億円以下		3万円
1億円超5億円以下		6万円
5億円超10億円以下		16万円
10億円超50億円以下		32万円
50億円超		48万円

※契約金額が1万円未満は非課税、記載なしは200円。

ました。

Q8 その他、納税環境整備に関する見直しを教えてください。

A その他、次のような見直しが行われています。

- 1 事業承継税制に係る届出書の添付

非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予制度等における「継続届出書」などについて、認定贈与承継会社等に係る貸借対照表及び損益計算書の添付が不要となりました。

- 2 延納申請書等の記載事項等
- 延納又は物納の申請書について、次に掲げる法人の貸借対照表及び損益計算書の添付が不要となりました。

- ・ 延納の担保が保証人（法人）の保証である場合におけるその法人
 - ・ 非上場株式を物納する場合におけるその非上場株式に係る法人
- 1及び2の改正は、令和二年四月一日より適用されています。

勤務間 インターバル 制度の 導入と運用



「勤務間インターバル」は前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することをいい、平成三十一年四月より、働き方改革の一環として勤務間インターバル制度を導入することが事業主の努力義務とされています（労働時間等設定改善法の改正）。

一 制度概要

(一) 勤務間インターバル制度
勤務終了後から一定時間以上のインターバル時間を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

労働時間等設定改善指針（労働時間等見直しガイドライン）においては、「労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効であることから、その導入に努めること。なお、当該一定時間を設定するに際しては、労働者の通勤時間、交替制勤務等の勤務形態や勤務実態等を十分に考慮し、仕事と生活の両立が可能な実効性ある休息が確保されるよう配慮すること。」とされています。

(二) 導入例

勤務間インターバルの導入例をご紹介します。

前提条件として、労働時間は九時から一八時までの八時間（途中に一時間の休憩）、インターバル時間は一時間とした事業所の例を掲げています。

① 残業時間を制限

翌日の始業時刻（九時）までの間に一時間のインターバル時間を確保するため、残業時間の上限を二二時までと設定し、二二時には業務を終えます。

② 翌日の始業時刻を調整

①のような残業時間の上限は

定めず前日の勤務終了後に一一時間のインターバル時間を確保し始業時刻を後ろ倒しにします。例えば、二三時に業務を終えた場合は、その時点から一一時間の休息を設け、翌日の始業時刻を一〇時とします。

なお、類似の運用例として、始業は当初の時刻（九時）のままとしつつ、九時から一〇時までを「働いたものとみなす」とによりインターバル時間を確保する方法もあります。

(三) 効果

勤務間インターバル制度の導入により得られる効果として、次の三つがあります。

① 従業員の健康の維持・向上
インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなること、インターバル時間が一二時間を下回ると起床時疲労感が残ることが調査により明らかになっています（厚生労働省「勤務間インターバル制度導入・運用マニュアル」より）。

また、看護師を対象とした調査では、前月の夜勤の有無よりも、一時間未満のインターバル時間の有無が翌月の病気休暇

日数に影響しており、制度導入によるインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につながることを示唆しています（同マニュアル）。

② 従業員の確保・定着

日々のインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実が図られます。このような職場は従業員にとって働きやすく魅力的な職場であると言え、十分なインターバル時間の確保は人材の確保・定着に大きく資するものと考えられています。

③ 生産性の向上

制度導入により、従業員は「仕事に集中する時間」と「プライベートに集中する時間」のメリハリをつけることができるようになり、仕事への集中度が高まることが期待できます。これが製品・サービスの品質水準の向上や生産性の向上につながるものと考えられています。

二 導入・運用

事業主が勤務間インターバル制度を導入・運用するための具体的な取組は、労使の話し合い

を土台とし、次の四つの段階を踏まえて進めることが重要です。労使間の話し合いの場としては、労働組合との交渉・協議のほか、労働時間等設定改善委員会・労働時間等設定改善企業委員会や安全衛生委員会等があります。

(一) 導入の検討

導入の検討段階では次のようなことを行います。

- ・ 制度導入に向けた具体的な検討を始める前に、労働時間等に関する現状把握と課題抽出。

- ・ 制度導入が経営にとってどのような意義があるかを確認したうえで、具体的な導入目的を設定。

- ・ 経営層が制度の実施について約束し責任を持つ姿勢を明確にする。

(二) 設計

次の七項目について検討し、具体的に制度を設計します。その後、就業規則の改訂など制度の根拠規定を整備します。

- ・ 適用対象の設定
- ・ インターバル時間数の設定
- ・ インターバル時間を確保す

ることによって、翌日の所定勤務開始時刻を超えてしまう場合の取扱いの設定

- ・ インターバル時間を確保できないことが認められるケースの設定

- ・ インターバル時間の確保に関する手続きの検討

- ・ インターバル時間を確保できなかった場合の対応方法の検討

- ・ 労働時間管理方法の見直し

- ・ 導入と運用

- ・ 導入と運用の際は、次のことを行います。

- ・ 管理職や従業員に、制度導入の意義や制度内容等を周知します。

- ・ 顧客や取引先へ、制度を導入したことや制度内容を説明します。

- ・ インターバル時間を確保しやすい環境づくりを進めます。

- ・ 見直し

- ・ 制度導入から一定期間経過後、制度の効果検証、課題等の洗い出しを行います。
- ・ 課題が明らかになった場合には、制度内容・運用方法の見直しを行います。

三 成功のポイント

導入・運用を成功させるための主なポイントは次の三点です。

(一) 本格導入前の試行運用

本格導入前に試行期間を設けることが有効です。

試行を通じてインターバル時間数や申請手続き等の制度内容の妥当性を確認し、必要に応じて見直しを行うことにより、働き方や仕事の進め方に合った制度を導入することができます。また、導入後に留意すべきことをあらかじめ把握できるため、円滑な運用が可能になります。

- (二) インターバル時間の確保に向けた職場風土を醸成

インターバル時間を十分に確保するためには、時間外労働を減らすことが必要です。無駄な作業を洗い出し、仕事の進め方を見直す等、効率化を図りましょう。また、特定の従業員に仕事の負荷がかかっているか等を確認し、必要に応じて仕事配分を見直すことも重要です。

- (三) インターバル時間の把握・管理に向けた仕組みを構築

タイムカード等による記録、

パソコンのログイン・ログアウトの時刻といった客観的な方法で勤務開始・終了時刻を把握することに加え、勤務終了時刻から翌日の勤務開始時刻までにどれだけの時間を確保できているかが一目でわかる(自動計算される)勤怠管理システムの導入・改修、一定のインターバル時間を確保できていない従業員がいる場合、上長等に自動通知される仕組みなどの導入が有効でしょう。

四 助成金の活用

勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主を支援するための助成金として、「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースが設けられています(厚生労働省)。

労務管理担当者への研修など支給対象となる取組を実施し、所定の成果目標を達成したときに、実施に要した経費の一部が支給されるものです。

問い合わせや書類の提出窓口は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)です。

継続は力なり

「継続は力なり」ということわざはあまりにも有名ですし、知らない人はいないかと思えます。

その語源には諸説ありますが、大正時代に活躍した浄土宗の住岡夜晃がまとめた「讃嘆の詩(さんだんのうた)上巻」が最も有力だと言われています。「讃嘆の詩」には「念願は人格を決定す～継続は力なり」というくだりが記されており、この部分がのちに広く知れ渡るようになり、ことわざとして確立したと言われています。

「継続は力なり」は英語のことわざでもあります。英語圏でも広く使われる哲学に基づくモットーの一つであるともいえます。英語では「continuity is the father of success」と言い、直訳すると「継続は成功の父」となります。

成功者は、諦めなかったことを成功の条件にあげることがあります。すぐに諦める

人にしてみれば、自分にはない特別な才能があるから続けることができるのだろうと考えてしまったり嫉妬してしまうこともあります。そうではないのかもしれませんが。

誰でもまず目標に向かって努力しますが、その目標が簡単でも困難すぎても意欲が起こりません。野球をしたことのない人がプロ並みの目標を設定したとしてもやる前に諦めてしまいます。難易度と達成感のバランスが最適でない継続することは困難になることでしょう。

元メジャーリーガーのイチロー選手も『今自分にできること。頑張ればできそうなこと。そういうことを積み重ねていかないと、遠くの大きな目標は近づいてこない』と述べています。

事業も同様です、大きな最終目標を持つと同時に、まずは今自分にできる目標を設定してそのために継続努力することが成功への秘訣かと思えます。

三方よし(さんぼうよし)

近江(現在の滋賀県)の商人が江戸時代から明治にかけて日本各地で活躍する際に、商人たちが信用を得るために大切にしていたのが、「買い手よし」、「売り手よし」、「世間よし」という「三方よし」の精神でした。

「三方よし」をモットーに、商人たちは自分だけの利益を追求することなく、多くの人に喜ばれる商品を提供し続け信用を獲得していきました。また商人たちは、自分たちの利益が貯まってくると無償で橋や学校を建てたりと、世の中のためにも大いに貢献したと言われています。

日本経済はコロナウイルスによって大きなダメージを受けましたが、この「三方よし」の精神をもって、商売の原点を見つめなおし、自分だけの利益を求めず、世の中のために何ができるのかを考えてみるよい機会ではないでしょうか。

冬の過ごし方

今年には新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に見舞われ、感染予防の為に人々があらゆることをしてきた一年でした。十一月を迎え、新型コロナウイルスだけでなく季節性インフルエンザの流行する時期も間もなくやって来ます。

新型コロナウイルスとインフルエンザは発熱や咳などの症状がよく似ているため、同時に流行した場合は、医療機関での対応が難しくなる場合があると懸念されています。ワクチンの接種や時差通勤、社内での密の回避、忘年会及び新年会の催し方(または開催の有無)の検討など、ここで一度考え得る限りの予防策を講じ、来る冬を従業員やその家族の皆さん全員で元気に乗り越えましょう。